

区 分	番 号	年 月 日
承 認	45農政第1196号	昭和45年3月26日
第1回変更承認	51構改B第679号	昭和51年3月30日
第2回変更承認	60構改C第540号	昭和60年8月10日
第3回変更承認	16農振第1041号	平成16年9月17日
第4回変更承認	22農振第1746号	平成23年1月18日
第5回変更承認	29農振第214号	平成29年5月15日
第6回変更承認	4農振第2533号	令和5年2月10日

京都府農業振興地域整備基本方針

京 都 府

目 次

第 1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	
1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的な考え方	
(1) 農用地等の確保に関する基本的な考え方	1
(2) 京都府における農業・農地の現状	2
(3) 農用地等確保の方向性と確保すべき農用地等(農用地区域内農地)の面積目標	5
2 農業上の土地利用の基本方向(農業地帯別)	
(1) 北部農業地帯(綾部市、福知山市以北の地域)	6
(2) 中部農業地帯(亀岡市、南丹市、京丹波町の地域)	7
(3) 南部農業地帯(京都市、乙訓地域以南の地域)	8
第 2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項(指定予定地域)	9
第 3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	11
第 4 農用地等の確保・保全に関する事項	
1 諸施策を通じた農用地等の確保・保全のための取組の推進	
(1) 農業振興地域制度の適切な運用	12
(2) 農振農用地区域内をはじめとする農地の保全・活用の方向性	12
2 農地中間管理事業等の活用を中心とした取組の推進	13
3 地域ぐるみの協働活動による取組の推進	13
第 5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	14
2 農業地帯別の構想	
(1) 北部農業地帯(綾部市、福知山市以北の地域)	14
(2) 中部農業地帯(亀岡市、南丹市、京丹波町の地域)	15
(3) 南部農業地帯(京都市、乙訓地域以南の地域)	15
第 6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項	16
第 7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	
1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	
(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の状況	18
(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の基本的方向	18
2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備	18
3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	
(1) 新規就農・就業者の確保・定着と担い手のスキルアップ	19
(2) 地域農業の担い手への支援	19
(3) 就農及び経営向上のため必要な各種の情報提供体制	19

(4) 農業教育の推進	19
第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	20
2 次世代の農業を担う経営体の育成	20
第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	20

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的な考え方

(1) 農用地等の確保に関する基本的な考え方

世界の食料需要の増大や気候変動、伝染性疾病など、我が国の食料の安定供給に影響を及ぼすリスクが顕在化し、国内における農業生産の重要性が再認識される中、農地及び採草放牧地を含む農用地は、農業生産にとって不可欠な資源であり、農用地として適正な状態で保全・確保するとともに、その有効利用を図るため、安定的・継続的な整備・支援が必要である。とりわけ、集団的に存在する農地や農業生産基盤の整備対象地等の優良な農地については、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「法」という。)第10条の基準に基づき、農用地区域に設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつ、良好な農業生産活動のもと、効率的・総合的な利用を促進するための支援を図ることが重要である。

また、農用地及び農用地と一体となった空間(法第3条で定義する、農地及び採草放牧地、ため池、農道、用排水施設その他の農業用施設から構成される「農用地等」に、農村集落等を加えた地域を指す。)は、農業生産の場としての機能だけではなく、生態系の保全や国土保全、水源のかん養、環境保全、良好な景観の形成、心身を癒す交流・教育活動等の場の提供、地域特産物の生産などによる地域活性化等の多面的で公益的な恩恵をもたらす、全府民にとってかけがえない共有の財産であり、こうした貴重な財産である空間を守り、活用してきた農業者及び農村地域の住民の果たしてきた役割は非常に大きなものがある。

しかし、基幹的農業従事者の減少や高齢化、鳥獣被害の発生は、荒廃農地の発生につながる等、農地面積の減少の要因ともなっている。特に農村部では、過疎・高齢化に伴う担い手不足が著しく、都市近郊区と比べて一層深刻な状況となっている。

このため、京都府においては、農林水産業の振興に関する目指すべき姿、今後の施策展開方向と重点施策を基本計画として取りまとめ、令和元年12月に「京都府農林水産ビジョン」として策定したところである。

担い手の確保・育成については、新規就農・就業相談から体験・研修・地域定着までの一貫した支援や、認定農業者、農業法人及び集落営農組織等の中核的担い手の経営力強化を図る。また、小規模専業農家や女性農業者等の多様な担い手の育成や農地中間管理事業等の活用による担い手への農地の集積・集約化を図ることにより、持続性のある地域農業の仕組みを構築し、荒廃農地の発生防止と解消に努め、農地の保全と有効利用を推進することを目的とする。

(2) 京都府における農業・農地の現状

① 農業人口

総農家数及び農業従事者数は減少傾向にある。総農家数は、平成22年から令和2年にかけての10年間で約3割減少しており、さらに農業従事者は、約5割減少している。

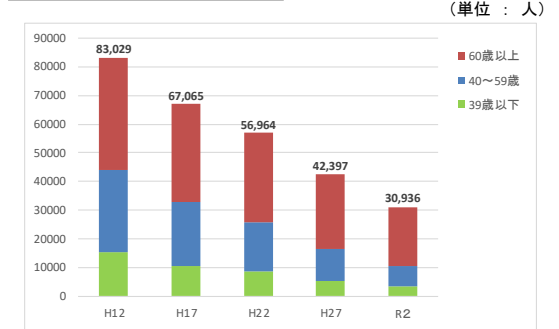
総農家数の推移

(単位:戸)

	H12	H17	H22	H27	R2
販売農家	28,857	24,406	21,172	17,485	13,616
自給的農家	13,517	14,516	14,450	13,238	11,337
総農家数	42,374	38,922	35,622	30,723	24,953

(農家) (農林業センサス)
 調査日現在の経営耕地面積が10ha以上の農業を含む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても調査日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯
 (自給的農家)
 経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家
 (販売農家)
 経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家

年齢別農業従事者の推移

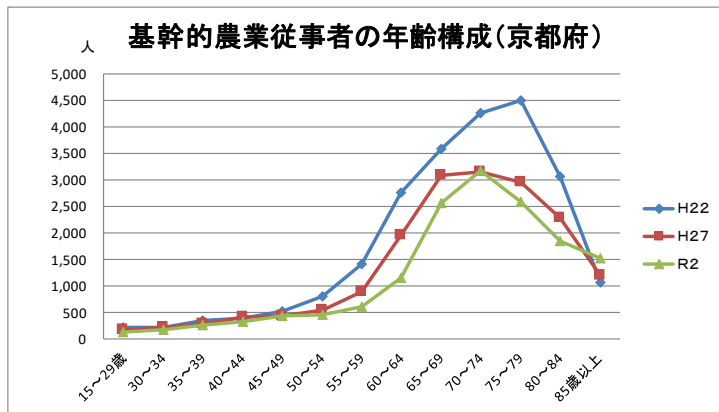


(農業従事者)
 15歳以上の(農家)世帯員で年間1日以上自営農業に従事した者

② 基幹的農業従事者の年齢構成

年齢構成別に基幹的農業従事者の推移を見ると、各年齢層において全般的に減少している中で85歳以上のみ増加しており、担い手の確保・育成は、喫緊の課題である。

基幹的農業従事者の年齢構成



(農林業センサス)

③ 耕地面積と耕地利用率

耕地面積は、全体的に減少傾向にあり、耕地利用率は、昭和60年をピークに減少している。

耕地面積の推移

	S33	H12	H17	H22	H27	R2
山城		9,834	10,082	9,710	9,382	8,913
南丹		8,403	7,619	7,310	7,200	7,030
中丹		8,339	7,983	7,920	7,520	7,280
丹後		7,390	7,316	7,108	6,884	6,581
計	57,200	34,000	33,000	32,000	31,000	29,800

注 京都市・乙訓は山城地域に含む

(単位:ha) (耕地及び作付面積統計)

耕地面積と耕地利用率の推移

	S55	S60	H12	H17	H22	H27	R2
耕地面積	39.0	37.7	34.0	33.0	32.0	31.0	29.8
耕地利用率	97.4	101.1	86.2	82.4	81.3	81.0	80.5

注 耕地利用率: 作付延べ面積/耕地面積 (耕地及び作付面積統計)

(単位:千ha %)

④ 農地の集積・集約化の状況

担い手への農地の集積・集約化は、農地中間管理事業等を中心とした取組により進めているが、令和5年度における集積率53%を目標に、認定農業者、農業法人及び集落営農組織等の中核的担い手の育成と併せて、今後も推進していく必要がある。

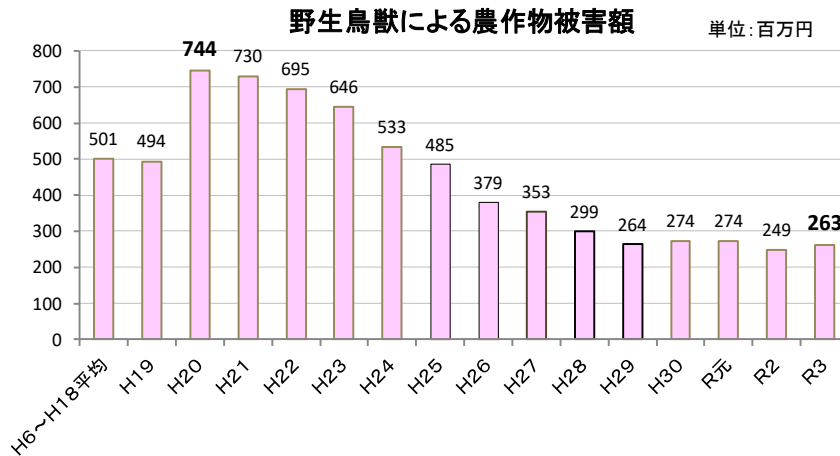
京都府における担い手への農地集積面積

区分	農業経営体数	集積面積 (ha)	集積率	認定農業者		
				認定農業者数 (人)	集積面積 (ha)	集積率
H21	2,809	7,406.9	23.0%	1,165	3,849.4	12.0%
H22	2,823	6,959.6	21.7%	1,143	3,847.7	12.0%
H23	2,818	7,114.7	22.3%	1,148	4,091.9	12.8%
H24	2,920	7,294.6	22.9%	1,176	4,198.8	13.2%
H25	2,726	7,502.6	23.8%	1,182	4,667.0	14.8%
H26	2,980	8,179.9	26.0%	1,211	5,031.5	16.0%
H27	3,343	8,440.9	26.8%	1,243	4,808.4	15.3%
H28	3,451	8,772.6	27.8%	1,227	5,242.1	16.6%
H29	3,575	9,037.8	28.7%	1,294	5,520.1	17.5%
H30	3,675	9,118.8	28.9%	1,327	5,673.4	18.0%
R1	3,743	9,197.6	29.2%	1,335	5,668.6	18.0%
R2	3,187	9,619.3	30.5%	1,358	6,328.0	20.1%
R5目標	4,760	16,800.0	53.0%			

注)・農地集積については、平成26年6月に「京都府農地中間管理事業の推進に関する基本方針」が示され、平成24年度現在の耕地面積31,500haを基準に、令和5年度に「中核的担い手が利用する面積」を「53%」とする目標値を設定。

⑤ 鳥獣被害の状況

京都府の農作物被害額については、平成 20 年度以降減少傾向にあり、現在は下げ止まりの状況であるが、被害感はまだまだ大きいため、営農意欲の減退を招かないよう、今後とも被害減少の対策を図る必要がある。



出典：野生鳥獣による農作物被害状況調査（農林水産省）

⑥ 荒廃農地の状況

令和 2 年の荒廃農地面積については、農業振興地域の農用地区域内で、991.7haが確認されており、このうち再生困難な荒廃農地が 7 割以上となっている。

地域別では、京都府北部(中丹・丹後)で約 7 割を占めている。

荒廃農地の発生原因については、農林水産省が行った市町村へのアンケート調査によると、全国的に「高齢化、病気」が最も回答が多く、次いで「労働力不足」があげられているが、京都府においても同様の傾向であると考えられる。

令和2年荒廃農地調査						
区分	再生利用可能な荒廃農地(A分類)		再生利用が困難な荒廃農地(B分類)		合計	
		うち農用地 区域内		うち農用地 区域内		うち農用地 区域内
京都乙訓	29.3	5.4	23.2	1.5	52.4	6.9
山城	130.5	103.5	194.1	131.5	324.6	235.1
南丹	26.1	14.2	82.1	28.3	108.2	42.5
中丹	135.7	69.3	1,473.7	329.3	1,609.5	398.6
丹後	93.4	54.1	941.0	254.6	1,034.5	308.7
計	415.0	246.5	2,714.1	745.2	3,129.1	991.7

注 四捨五入の都合上、計は一致しない。

(令和2年荒廃農地の発生・解消状況に関する調査)

(3) 農用地等確保の方向性と確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積目標

① 農用地等確保の方向性

今後、農地を確保していくためには、認定農業者、農業法人及び集落営農組織等の中核的担い手を育成することだけではなく、新規就農・就業者や女性農業者等の多様な担い手を確保・育成することが必要であり、現在耕作されている農振農用地区域内農地を中心として、農地の継続的・安定的な維持・保全及び有効利用を推進する。

さらに、多面的機能支払交付金等を活用した地域共同活動や生産条件が不利な中山間地域等における営農の継続に対する支援、京力農場プラン（「人・農地プラン」）の実質化や今後策定する地域計画を通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話合いの促進、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく遊休農地に関する措置等により、荒廃農地の発生防止と解消のための取組を推進する。

併せて、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のため、法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握することとし、確保すべき農用地等の面積の目標を次のとおり定める。

② 確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積の目標

目標年は令和12年とし、目標設定の基準年は令和元年とする。令和元年の農用地区域内の荒廃農地を除く農地面積は、22,881haであり、これまでのすう勢が今後も継続し、農用地区域からの除外や荒廃農地の発生により、令和12年には21,954haとなると見込まれる。

しかし、農業振興地域制度等の適切な運用により、農用地区域外に集団的に存在する農地等の農用地区域への編入を促進することで、336haの農地を確保することができると見込まれる。

また、農地中間管理事業等を活用した中核的担い手への農地の集積・集約化、多様な担い手による農地利用の促進、多面的機能支払交付金による地域の協働活動の推進及び荒廃農地の再生利用のための取組の推進により、荒廃農地の発生防止と解消を図ることで、307haの農地を確保できることが見込まれる。

これらのことから、令和12年に確保すべき農用地区域内の農地面積の目標を22,597haと設定する。なお、面積目標は、国の「農用地等の確保等に関する基本指針」に示す「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準」をもとに算出した。

2 農業上の土地利用の基本方向（農業地帯別）

(1) 北部農業地帯（綾部市、福知山市以北の地域）

本地帯の気象条件は、一般的に湿度が高く、概して秋冬期には雨量が多く、また、冬期積雪が多い等の特徴がある。その上、林野率が高く、一部に平坦部はあるものの、耕地は分散し概して狭小である。しかし、府内では、農業生産基盤の整備が最も積極的に取り組まれた地域である。特に、丹後地区においては、昭和58年度から平成14年度にかけて行われた国営農地開発事業により未利用の山林・原野の開発による農地の造成が行われるとともに、平成25年度から令和元年度まで国営開発農地を活用した大規模経営の農業者を育成するための「丹後農業実践型学舎」による取組が推進されるなど、優良農地の活用が図られてきた。

本地帯の農業経営は、水稻栽培を基幹として野菜・茶等が導入されており、その他緩傾斜地を利用して畜産・果樹栽培等が行われている。

全線開通した舞鶴若狭自動車道、京都縦貫自動車道、日本海側拠点港としての整備が進む京都舞鶴港等の機能により、京阪神や海外市場等との時間的距離が短縮されたことから、今後、府内における農畜産物の供給地として育成する必要がある。

このような観点から、本地帯の土地利用の基本的方向は、次のとおりとする。

ア 由良川流域の平坦部は、本地帯最大の沖積平野部で、肥沃な水田地帯であり、農業生産基盤の整備が進んでいるため、水稻を主体としながら、田畑輪換を行い、野菜・麦・小豆・茶などの特産地及び耕畜連携による飼料用稲等の飼料作物の生産用地としての利用を推進する。

イ 竹野川・佐濃谷川・野田川流域は、由良川流域に次ぐ集団化された水田地帯であり、農業生産基盤の整備が積極的に行われたことにより高性能な農業機械導入の条件が整っているため、コシヒカリなど銘柄米の主要生産地として利用しつつ、大豆との輪作や施設野菜、コギクをはじめとした花きの産地化を進める。また、耕畜連携による飼料用稲等の飼料作物の生産用地としての利用を推進する。

ウ 山村地域における水田は、必ずしも機械化作業体系の条件が整っているとはいえないが、集落営農組織の強化等を通じて効率的な生産体制を確立し、水稻栽培を主体としながら地域に適した作物導入を図る。緩傾斜地は、集団的樹園地として利用する。また、国営農地開発に係る造成畑については、茶・野菜・果樹・飼料作物等を対象として、集団性のある生産性の高い産地の形成を図る。

エ 海岸・砂丘地は、果菜類をはじめとした野菜やユリ切花の畑地、果樹園地として利用する。

(2) 中部農業地帯(亀岡市、南丹市、京丹波町の地域)

本地帯は、府内最大の穀倉地帯である桂川流域の亀岡盆地を有するものの、それ以外は山間谷地田が多い。平坦部では、水稻を中心に、京野菜や黒大豆、小豆の栽培や畜産が盛んに行われている。一方、中国山地の東端部に位置する山岳地帯は、優良な木材の生産拠点となっているほか、一部緩傾斜地が樹園地として利用されている。

全線開通した京都縦貫自動車道及びJR山陰本線等の整備により、今後、さらに消費人口の増加が予想されるので、優良農地を確保・保全して、都市近郊農業の確立により、生鮮野菜等の安定した供給を図るとともに、府内最大の畜産地帯である特徴を活かして、耕畜連携のもと、良質な堆肥の投入による土づくりや飼料用稲等の自給飼料の供給体制の確立を図るなど、持続性の高い農業生産を進めていく必要がある。

この観点から、本地帯の土地利用の基本的方向は、次のとおりとする。

ア 桂川流域は、一部に都市化の傾向がみられるものの、そのほとんどが水田地帯であるため、都市近郊農業地帯として国営農地再編整備事業などによりほ場の大区画化が図られ、農業法人による大規模経営が進展しつつある。今後は、汎用化された水田において水稻を主体としながら野菜・麦・大豆・小豆の生産及び飼料作物の生産と併せて畜産経営の拡大を図る。

イ 山間部では、水稻のほかに緩傾斜地を利用した栗等の特産物が栽培されており、肉用牛・乳用牛を中心にした畜産経営も盛んである。水田は、傾斜水田が多いものの、農業生産基盤の整備により野菜等の生産が可能となっているので、水稻栽培のみならず黒大豆、小豆などの土地利用型作物のほか、施設によるみず菜、九条ねぎやコギクをはじめとした花きなどの生産を進める。また、畜産の振興を図るために、飼料作物の生産用地としての利用を推進する。

(3) 南部農業地帯(京都市、乙訓地域以南の地域)

本地帯は、瀬戸内陥没地帯の一部として大きく開けている山城盆地に肥沃な耕地が広がり、その東部を中心に樹園地を有している。平坦部では、水稻を中心に、野菜、花きの栽培が盛んであり、特に九条ねぎ等の生産・加工による経営拡大及び6次産業化の取組も進んでいる。

また、全国に名高い宇治茶の生産が、一部の平坦部及び東部丘陵地で行われており、茶文化の維持・継承や茶畑景観等の地域資源を活かした取組も推進されている。

さらに、京阪神大都市圏の一角に位置していることから、市民農園・農業体験農園の開設による都市農業振興の取組が期待されるとともに、JR奈良線及び新名神高速道路等の整備の推進により、今後一層、その立地の優位性を活かした野菜等の安定した供給を図ることが可能となることから、優良農地を確保・保全していく必要がある。

この観点から、本地帯の土地利用の基本的方向は、次のとおりとする。

ア 木津川・宇治川・桂川流域は、広汎な水田地帯であるが、都市近郊農地の有利性を活かして、野菜や花き生産が盛んに行われていることから、施設利用型の作物については、今後とも計画的に施設化を図る等、一層生産性の高い集約型農業の推進と必要な農業生産基盤の整備を図る。

イ 木津川・宇治川・桂川流域につながる丘陵地は、たけのこ畑・茶園として利用されているが、都市化の進展等による営農環境の悪化や急傾斜等営農条件の厳しさによる荒廃化が進んでいる農地もあることから、都市的土地利用との調整を図りながら、優良農地の確保に努めるとともに、農地の流動化による経営規模の拡大を地域の実情に応じて推進する。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置 及び規模に関する事項(指定予定地域)

農業 地帯名	指定予定 地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
北 部 農 業 地 帯	福知山地域 (福知山市)	福知山市のうち、都市計画法に基づき市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 20,767ha (農用地面積 4,448ha)	
	綾部地域 (綾部市)	綾部市のうち、都市計画法に基づき市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 15,578ha (農用地面積 2,742ha)	
	舞鶴地域 (舞鶴市)	舞鶴市のうち、都市計画法に基づき市街化区域、港湾法に基づく港湾隣接地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 6,774ha (農用地面積 1,301ha)	
	宮津地域 (宮津市)	宮津市のうち、都市計画法に基づき用途地域、港湾法に基づく港湾隣接地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 4,695ha (農用地面積 733ha)	
	与謝野地域 (与謝野町)	与謝野町のうち、港湾法に基づく港湾隣接地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 2,681ha (農用地面積 1,061ha)	
	伊根地域 (伊根町)	伊根町のうち、規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 1,493ha (農用地面積 671ha)	
	京丹後地域 (京丹後市)	京丹後市のうち、港湾法に基づく港湾隣接地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 16,093ha (農用地面積 4,673ha)	
農 業 地帯計			総面積 68,081ha (農用地面積 15,629ha)	
中 部 農 業 地 帯	亀岡地域 (亀岡市)	亀岡市のうち、都市計画法に基づき市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 5,454ha (農用地面積 2,582ha)	
	南丹地域 (南丹市)	南丹市のうち、都市計画法に基づき市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 7,451ha (農用地面積 2,581ha)	
	京丹波地域 (京丹波町)	京丹波町のうち、規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 18,034ha (農用地面積 1,663ha)	
農 業 地帯計			総面積 30,939ha (農用地面積 6,826ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考	
南部農業地帯	京都・乙訓地域 (京都市) (向日市) (長岡京市) (大山崎町)	京都市のうち、都市計画法に基づく市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域 向日市のうち、都市計画法に基づく市街化区域等を除いた区域 長岡京市のうち、都市計画法に基づく市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域 大山崎町のうち、都市計画法に基づく市街化区域等を除いた区域	総面積 4,816ha (農用地面積 1,789ha)		
	宇治地域 (宇治市)	宇治市のうち、都市計画法に基づく市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域		総面積 1,203ha (農用地面積 311ha)	
	城陽地域 (城陽市)	城陽市のうち、都市計画法に基づく市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域		総面積 989ha (農用地面積 369ha)	
	久御山地域 (久御山町)	久御山町のうち、都市計画法に基づく市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域		総面積 872ha (農用地面積 573ha)	
	八幡地域 (八幡市)	八幡市のうち、都市計画法に基づく市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 1,343ha (農用地面積 524ha)		
	京田辺地域 (京田辺市)	京田辺市のうち、都市計画法に基づく市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 1,833ha (農用地面積 1,130ha)		
	井手地域 (井手町)	井手町のうち、都市計画法に基づく市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 991ha (農用地面積 190ha)		
	宇治田原地域 (宇治田原町)	宇治田原町のうち、都市計画法に基づく用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 3,107ha (農用地面積 474ha)		
	木津川地域 (木津川市)	木津川市のうち、都市計画法に基づく市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 4,311ha (農用地面積 1,463ha)		
	和東地域 (和東町)	和東町のうち、規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 5,382ha (農用地面積 747ha)		
	精華地域 (精華町)	精華町のうち、都市計画法に基づく市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 1,013ha (農用地面積 338ha)		

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
農業地帯計	笠置・南山城地域 (笠置町)	笠置町のうち、規模の大きな森林等を除いた区域 南山城村のうち、規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 5,412ha (農用地面積 481ha) 総面積 31,272ha (農用地面積 8,389ha)	
	(南山城村)			
府計			総面積 130,292ha (農用地面積 30,844ha)	

【令和元年12月31日現在】

注1 総面積とは、当該農業振興地域の総面積(農地(農振白地を含む)、採草放牧地、山林原野などを含む面積)。

注2 農用地面積とは、当該農業振興地域の農地(農振白地を含む)及び採草放牧地の面積であり、農用地区域内農地(農振青地)の面積とは異なる。

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

農業生産の基盤である農地、農道、農業用排水施設等の整備は、農業の生産性向上や農業経営の安定を図るためには必要不可欠である。

京都府においては、京野菜など地域特性を活かした収益性の高い農業が確立できるよう、地形、気象、土壌等の自然環境、導入作物、農業経営の形態等に即したきめ細かな農業生産基盤の整備を実施してきた。

今後、引き続き、農業生産活動の維持発展や農村地域の保全・活性化のための整備を計画的に実施していくとともに、これまでに整備した水利施設等の維持管理や長寿命化を図るための取組を積極的に推進する。

なお、農業生産基盤の整備に当たっては、区画整理に伴う非農用地区域についても計画的に検討することとし、整備対象地区周辺における農用地区域外(農振白地)農地について、当該農地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、積極的に農用地区域への編入を促進するなど、優良農地の確保に向けて計画的な土地利用を誘導するように努める。

第4 農用地等の確保・保全に関する事項

1 諸施策を通じた農用地等の確保・保全のための取組の推進

(1) 農業振興地域制度の適切な運用

農地の転用が、原則として認められない地域である農用地区域については、今後とも農地をできるだけ確保・保全することとし、編入要件を満たす農地の編入や除外の抑制等に努める。

特に、非農業的土地利用需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域外へ誘導するなど、農用地区域内農地の確保を基本とした、より適切かつ厳格な運用を図るとともに、やむを得ず農用地区域から農地を除外する場合には、周辺の営農に支障が生じないようにするとともに、都市計画等の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用を確保するように努める。

この場合、市町村農業振興地域整備計画については、計画的な実施が重要であり、その変更は原則として、概ね5年ごとに法第12条の2の規定により実施する基礎調査等に基づき行うものとする。

なお、本基本方針及び市町村農業振興地域整備計画の変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和など農業振興地域制度の円滑かつ適切な運用を図るため関係部局間の連絡調整を行うとともに、関係団体の代表者等から必要に応じて幅広く意見を求めるものとする。

(2) 農振農用地区域内農地をはじめとする農地の保全・活用の方向性

京都府は、市町村農業委員会と一体となって、農地法に基づく遊休農地対策の厳格な運用を行うとともに、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)に基づく農地利用の最適化を推進し、農地の保全・活用のための施策を推進する。

なお、森林・原野化し、農地への再生が不可能と判断された荒廃農地については、周辺農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない場合に限り、非農地とし、農振農用地区域からの除外を誘導する。

① 農業生産基盤の整備及び農用地区域への編入促進

ア 農地中間管理事業等の活用を図りつつ、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化を推進するとともに、自動走行農機、ICT水管理等の営農の省力化等に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を地域の特性に応じて展開するほか、農業用排水施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理を推進する等、農業生産基盤の整備・保全管理を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

イ 一定規模以上の集団的農地や基盤整備が実施された農地については、積極的に農用地区域への編入を促進する。

② 荒廃農地の発生防止

- ア 農地中間管理事業等の活用による担い手への農地の集積・集約化を加速化し、荒廃農地の発生防止を図る。
- イ 多面的機能支払交付金を活用した地域共同活動や中山間地域等直接支払交付金を活用した営農継続に対する支援、京力農場プラン（「人・農地プラン」）の実質化や今後策定する地域計画を通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話合いの促進により、荒廃農地の発生防止を図る。

③ 荒廃農地の解消

- 農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化の取組や最適土地利用対策等を活用した荒廃農地の再生利用に対する支援により、荒廃農地の解消を図る。

2 農地中間管理事業等の活用を中心とした取組の推進

地域が、自らの課題解決を図る観点から、当該地域における10年後の目指す姿を明確にし、それを実現するために必要な、新規就農者・担い手の確保・育成、農地集積、産地づくり計画、機械・施設導入計画などを話し合い、市町村が策定する地域計画や目標地図の作成を支援し、市町村や農業委員会における農地利用の最適化を推進する取組と連携するとともに、京都府、市町村、JA及び土地改良区等で構成する推進チームを編成して地域課題の情報共有を図り、地域への提案内容を協議するなど、農地中間管理事業等の活用による担い手への農地の集積・集約化に係る取組を推進する。

3 地域ぐるみの協働活動による取組の推進

多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活用による、農地を維持・保全するための地域ぐるみの協働活動や課題解決方策の検討の取組を支援する。

農業委員会における農地利用の最適化推進に係る取組と連携するとともに、「農地を守り活用するための連携協定書」に基づく取組や小規模でも借り手が期待できる農地への基盤整備等について支援する。

さらに、重要な地域資源である農地について、地域ぐるみの話し合いを通じ、荒廃農地の有効活用や農地の粗放的な利用を行うモデル的な取組を支援する「最適土地利用対策」を推進する。

また、特に農山村地域において鳥獣による農林業被害が甚大なことに鑑み、市町村、農林漁業団体等の関係機関と連携して有害鳥獣捕獲のための体制を整備し、迅速かつ効果的な捕獲を指導する。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

府内における農業経営は、水稻を主体としながら、歴史と伝統のある京野菜や茶等の労働集約型の作物との複合経営などが営まれている。しかし、農家の平均経営規模は、非常に零細であり、農業労働力の他産業への流出が進み、兼業率が高く、これらの農家では農業所得への依存率が低くなっている。また、農業従事者の高齢化と減少が急速に進み、地域農業の担い手不足が顕在化している。

京都府では中山間地域が約7割を占め、個別農家の経営規模が小さく、集落の耕地面積も概して小さいことから、これまで複数集落から旧村程度を単位として一体感を持つ区域を「地域農場」として位置付け、女性・高齢農家等の多様な担い手が連携して地域農業を担う「地域農場づくり」を推進し、農作業受託組織の育成を推進してきた。

しかし、農作業受託組織の構成員農家の高齢化や後継者不足をはじめ、地域農場における生産・加工・販売事業などの事業間での非効率性が解消されないなどの課題がある。

このような状況を踏まえ、今後の地域農業の維持・発展を図るためには、近隣の集落が連携し、スケールメリットを活かしながら広域的に支え合う体制の構築や、ほ場整備による区画の拡大等による効率的な営農環境づくりとともに、営農と農地管理を分離し集落営農組織や農地管理組織の育成により、農地や人など地域資源を最大限活用した持続可能な地域農業への展開を図る必要がある。

2 農業地帯別の構想

(1) 北部農業地帯(綾部市、福知山市以北の地域)

本地帯は、丹後地域にAランクの丹後コシヒカリや京たんご梨・京たんごメロンなどの京のブランド産品、中丹地域に特Aランクの丹波コシヒカリや万願寺甘とう・紫ずきんなどのブランド京野菜が定着している。

経営規模の拡大面では、農業経営基盤強化促進事業による利用権設定によって農地の流動化が進んでいるものの、より一層の推進が必要な状況にある。

このため、大規模水稻経営を目指す認定農業者の規模拡大の意向に配慮しつつ、集落での話し合いをもとに、「京力農場プラン(人・農地プラン)」の実質化や今後策定する地域計画の作成を支援し、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、農地不足が深刻な山城地域の京野菜生産法人等と、農地はあるものの担い手不足が深刻で収益力が弱く、将来の存続が危ぶまれる集落営農組織と

のマッチング（南北連携）を促進することにより、一層の経営規模の拡大を図り、総合的・効率的な土地利用を促進する。

なお、国営農地開発事業により拓かれた農地については、地域外から企業的農業経営体の参入による新規就農者の確保が進むとともに、葉たばこに代わる新たな作物として、茶や加工契約野菜の生産が拡大するなど、効率的な農業経営が可能な農地があることから、今後とも農業法人等経営力の高い担い手による効率的な農業ビジネスの展開を推進する。

本地帯における代表的な営農類型としては、「施設野菜＋水稲」・「施設花き＋水稲」・「果樹＋水稲」・「茶＋水稲」・「肉用牛＋水稲」・「酪農＋水稲」・「水稲＋黒大豆」・「水稲＋露地野菜」・「露地野菜＋施設野菜」等が考えられる。

(2) 中部農業地帯(亀岡市、南丹市、京丹波町の地域)

本地帯は、丹波黒大豆、大納言小豆等の特産豆類に加え、ほ場整備事業の実施を契機としてみず菜、紫ずきんなどのブランド京野菜の生産が盛んであるほか、麦、ソバや小豆の土地利用型作物、ほうれんそう、Aランクの丹波キヌヒカリの生産など各地域で特色ある産地化が図られている。

また、畜産については、酪農・養豚・肥育牛の府内最大の産地を形成している。

その一方で、交通インフラの整備により、京阪神大都市圏の消費地との距離が近くなるなど、農業法人が収益性の高い農業を展開するための条件整備が一層進むと考えられる。

このため、農地中間管理事業等を活用し、土地利用型作物の担い手への農地の集積・集約化による規模拡大や収益性の高い施設園芸への農地の有効利用を促進する。

さらに、国営農地再編整備事業により整備される農地を活かして、水稲や麦を中心とした大規模経営体を育成するとともに、ブランド京野菜の産地化を進める。

本地帯における代表的な営農類型としては、「施設野菜＋水稲」・「施設花き＋水稲」・「酪農＋水稲」・「肉用牛＋水稲」・「水稲＋小豆＋黒大豆」・「水稲＋露地野菜」等が考えられる。

(3) 南部農業地帯(京都市、乙訓地域以南の地域)

本地帯では、特Aランクの山城ヒノヒカリをはじめ京阪神大都市圏の一角を形成する有利な立地条件を活かし、歴史と伝統に培われた高度な技術と多様な流通に支えられた野菜・茶・花き・たけのこ等の伝統的な作物のほか、特に近年では九条ねぎなどの栽培が進んでいる。

その一方で、他産業への就業条件に恵まれているため、副業的農家の占める割合が高くなっている。

このため、農作業受託組織の育成や農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、施設野菜・花きを主体とする農家の集約型経営の一層の展開を推進する。

また、荒廃農地の発生防止、解消を進めるため、ほ場整備などの農業生産のための条件整備をはじめ、日本型直接支払制度を活用し、地域の

共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産を支援するとともに、野菜や花き等を栽培し自然にふれあうことで、都市住民が農業に対する理解を深めることを目的として市民農園・農業体験農園などの利用促進を図る。

本地帯における代表的な営農類型としては、「施設野菜」・「施設花き」・「茶」・「露地野菜＋水稲」・「茶＋水稲」等が考えられる。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

京都府の農業労働力は、担い手の減少や高齢化により、急速に脆弱化している。特に、北部地域においてこの傾向が顕著であり、農業生産体制の再構築や他産業従事者を含めた新規就農・就業者等意欲ある多様な農業者の確保とともに、企業的農業経営体の育成などにより、早急に農業構造の再編・強化を図る必要がある。

このような状況に対処して、農業所得の向上と安定、安定した食料生産を進めるためには、府内農業の基幹作目である水稲の低コスト・省力化をより一層進めるとともに、京野菜や花きなど収益性の高い農業へと地域の実情に応じて計画的に転換していくことが重要である。

このため、農地の効率的かつ総合的な利用を促進することを基本とし、経営力の強化や新技術導入を図る認定農業者、農業法人及び集落営農組織等の中核的担い手を育成し、生産技術の高度化・平準化を図るとともに、農業生産基盤の整備やスマート技術の実装、地域に適した農業機械、施設園芸等の導入を推進することとし、重点作物別の具体的な施設整備の方針及び施設整備に際して基本とする考え方は次のとおりとする。

<重点作物別の構想>

1 水稲

需要に応じた計画的生産を基本としつつ、「京式部」をはじめとする良食味品種や酒米の導入による「売れる米づくり」と、直播栽培をはじめとする省力技術の導入、品種構成の是正や品種別団地化等に対応するライスセンター・育苗施設等を軸とした共同利用機械・施設の整備とその効率的利用等により、低コスト・省力化の推進を図る。

2 大豆・小豆

生産技術の高位平準化を図るとともに、作付地の団地化と水稲・麦等とを組み合わせた輪作体系の推進を図る。また、農作業受託組織等への基幹作業の集積を図るとともに、地域の気候条件等に応じた機械化技術の導入を積極的に促進するために必要な機械・施設の整備を図る。

3 麦

米麦作機械化一貫体系の確立や農作業の受委託を、機械・施設の広域的な利用調整のもとに、需要に応じた高品質生産の実現に対応する機械の導入及び施設の整備により推進する。

4 野菜

市場の動向はもとより、実需者ニーズに基づく売れるものづくりを加速するため、作柄の安定、品質の向上、出荷の周年化等により産地の強化を図る必要がある。このため、①京野菜の産地育成とブランド化、②作柄安定技術の導入と施設化による周年栽培化、③産地整備対策の充実、④省エネルギー対策を講じた施設栽培等を一層推進する。

5 果樹

需給動向と適地適産を考慮しつつ、技術指導の徹底による品質の高位平準化を図るとともに、輸出の拡大など流通販売体制を強化する。

6 花き

生産組織の育成と技術指導の強化により、新規産地の育成と既存産地の拡大を図る。

7 茶

奨励品種を中心に老朽茶園の改植を進めるとともに、乗用式茶園管理機等省力的・効率的機械の導入等による軽作業化を図る。併せて被覆棚整備や防霜ファン等の普及、共同製茶工場の整備の推進により、省力化と品質の向上、製茶技術の高位平準化を図り、高品質な宇治茶生産を目指す。

8 飼料作物等

耕種農家との連携により、飼料用稲等の作付面積の拡大と団地化を図り、共同利用機械の効率的利用や飼料作物生産の外部委託化の推進、省力機械体系の整備など、経営規模や地域の実情に応じた生産体制の整備に努める。また、稲わらの有効活用、食品残渣などのエコフィードの活用による地域循環型畜産を推進する。

9 乳用牛

耕畜連携による飼料自給率の向上、家畜排せつ物の適正処理・利用拡大、農場HACCP方式の導入による衛生管理体制の確立や牛群検定事業等を活用した高品質な生乳生産に加え、搾乳やほ乳、給餌などの飼育管理の省力化、加工品の生産・販売などの6次産業化を推進するために必要な機械や施設の整備を図る。

10 肉用牛

全国トップレベルの高品質和牛肉の生産に必要な牛群改良、和牛精液の適正管理、耕畜連携による飼料自給率の向上、家畜排せつ物の適正管理・利用拡大、繁殖・肥育の一貫経営化、繁殖経営の新規参入の強化に加え、放牧や繁殖管理等の省力化に必要な機械や施設の整備を図る。

11 豚・鶏

「京都ぼーく」などの高品質豚肉の生産、都市近郊の有利性を活かし

た特色のある鶏卵生産や「きょうと方式トレーサビリティシステム」を取り入れた安心・安全な鶏卵生産、京都府が作出した地鶏「京地どり」をはじめとした特色ある肉用鶏の生産を推進するため、耕畜連携による飼料自給率の向上、家畜排せつ物の適正管理・利用拡大、農場HACCP方式の導入による衛生管理体制や家畜伝染病発生防止に必要な機械や施設の整備を図る。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の状況

京都府では、農業系の高校生や大学生を対象に農業の魅力を伝える「農と里を支える担い手育成事業」を実施しているほか、農業の維持・発展に向け、「農林水産業ジョブカフェ」や「担い手養成実践農場」などにより、新規就農・就業相談から体験・研修・地域定着まで一貫した支援をすることにより、将来の地域農業を担うべき新規就農・就業者を確保してきたところである。

また、農業大学校、宇治茶実践型学舎、畜産人材育成研修制度を京都府の農人材育成拠点として位置づけ、農業生産を支える総合力を持った人材を育成してきたところである。

さらに、企業的農業経営体や経営力のある若手農業者の育成、集落型農業法人等が連携し、支え合う「京力農場づくり」の展開など、地域農業を支える人づくり・組織づくりのための施策を展開してきたところである。

(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の基本的方向

担い手の減少や高齢化の進行が進展する中、新規就農者並びに認定農業者、農業法人及び集落営農組織等の中核的担い手は増加傾向にあるものの、持続的な地域農業への展開を図るためには、さらなる人材の確保が必要であり、府内各地の実態に合わせた総合力を備えた人材の育成を図ることが課題となっている。

さらに、農業を成長産業とするために、農商工連携や6次産業化による府内産農産物を活用した商品開発の取組拡大に加え、食に関わる幅広い事業者との連携により新商品・サービスの開発を進めるなど経営力強化を図ることが必要となっている。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

今後も、新規就農・就業相談から体験・研修・地域定着まで一貫した支援を行うとともに、農業の経営段階に応じた経営力の強化を図り、京都府農業を支える力強く、総合力を持つ人材の確保・育成を行う。

さらに、需要と結びついた産地化による力強い農業構造への転換を図るとともに、小規模・高齢農家の多い中山間地域では、小規模でも意欲ある農業者が行う経営革新の取組への支援など、地域の実態に応じた持続的な農業を行うための仕組みづくりを進める。

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

(1) 新規就農・就業者の確保・定着と担い手のスキルアップ

行政や農林水産業関係団体、商工関係団体、金融機関等が参画・連携する「京都農人材育成センター」において、相談から研修、就農・就業を一貫して支援するとともに、生産技術の習得から経営・企画や6次産業化まで経営段階に応じた研修を実施することにより、経営力のある人材を育成する。

(2) 地域農業の担い手への支援

新規就農・就業希望者が農業への適性を試すとともに、地域との関わりを学ぶため、人材育成に積極的な農業法人における実地研修の場を設定し、就農・就業希望者と農業法人等のマッチングを支援する。

集落営農組織については、複数集落の組織化や農地管理の分離・委託による規模拡大・収益力向上及び企業連携による人材確保を支援することにより、メガ団地（100ha農場）を形成する営農モデルを構築し、持続可能な地域農業を創出する取組を推進する。

また、週末農家への農業体験農園での研修、兼業農家への農業ボランティアによる支援、小規模ながら経営発展に取り組む農家への「京の農業応援隊」による伴走支援、農業に従事する女性のための環境整備支援など、多様な形態の農業者に対応した支援を行うことにより、持続可能な地域農業の維持・発展を図る。

(3) 就農及び経営向上のため必要な各種の情報提供体制

雇用情勢の変化や職業としての農業に対する関心の高まり、企業経営化した農業法人が雇用の受け皿となりつつあることなどを背景に、幅広い世代から就労の場としてニーズが増大しているため、「京都ジョブパーク」に「農林水産業ジョブカフェ」を開設し、専任の就農相談員を配置し、関係機関と連携を図りながら新規就農・就業希望者に対して、空き家を活用した住まいの紹介も含めた情報提供や就農・就業相談等を実施するとともに、「担い手養成実践農場」等技術の習得から就農及び地域定着までの一貫した支援に取り組む。

(4) 農業教育の推進

農業大学校においては、ICT技術の活用など時代に合った適切なカリキュラムに見直し、新たに京野菜や茶を経営の主体とした担い手農業者となる人材を育成し、各試験研究機関において農業後継者等に対し技術・経営指導を実施するとともに、農業改良普及センターにおいて

各地域の農業青年クラブ活動への支援や研修等を行う。

第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

京都府の産業構造は、年々第3次産業へのシフトが進み、令和2年国勢調査によると、第3次産業の就業者数は産業全体の約75%を占めており、第2次産業が約22%で、第1次産業は約2%となっている。

府内の基幹的農業従事者のうち、60歳以上が占める割合は8割以上であり、全国平均を上回った数値となっているなど、今後、農業従事者の高齢化の進展を考えると、新規就農・就業者の確保及び育成など、地域農業を支える力強く、総合力を備えた人材を育成するとともに、農業従事者が安定的に就業できる経営体の育成を図る必要がある。

2 次世代の農業を担う経営体の育成

新規就農者の早期の経営安定、規模拡大や6次産業化を支援し、年間販売額2,000万円以上を目指す農企業者や1億円以上を目指す経営体など、次世代の農業を担う人材・経営体を育成するとともに、「京都農人材育成センター」や農業大学校において、農企業経営者や将来のリーダーとして期待される法人就業者、新規就農者に対し、経営の発展段階に応じた経営研修を行うことにより、安定的な雇用が可能となる経営体の育成を図る。

また、農業分野での女性の力を活かすため、女性の雇用に積極的な農業経営体を実施する環境整備等の取組を支援することで女性農業者の安定的な就業促進を図る。

さらに、農林水産業を成長産業とするため、商工業者等との事業提携による商品開発や販路開拓、輸出の取組を支援するとともに、食を支える人材育成や食関連ビジネスを展開する10次産業化の拠点である「丹後王国『食のみやこ』」においては、次世代の食関連産業として食人材の育成を実施する。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

府内の農村においては、兼業化・混住化が進み、住民の生活様式・意識の面での多様化がみられる中で、農業従事者の高齢化や一部地域では過疎化が進行するなど農村を取り巻く環境は、一層厳しさを増している。

このような状況の中で、農商工連携や6次産業化により、農業のビジネス化を進め、他産業従事者と遜色のない生涯所得と労働時間を確保することにより、地域農業の中核となる担い手の育成を図るとともに、女性や高齢者等が意欲と能力に応じた力を発揮し、農業後継者はもとより他産業からの新規就農・就業者を確保することができる農業構造を実現するために

は、若者が暮らしてみたいと思う、また高齢者等にやさしい定住条件の整備を図る必要がある。

なお、こうした整備に当たっては、市町村農業振興地域整備計画との整合を図り、優良農地の確保・保全に十分配慮することが重要である。

農用地区域内農地面積の目標について

